

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年6月25日
【会社名】	SPK株式会社
【英訳名】	SPK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沖 恭一郎
【本店の所在の場所】	大阪市福島区福島五丁目5番4号
【電話番号】	06(6454)2002
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 藤井 修二
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区福島五丁目5番4号
【電話番号】	06(6454)2002
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 藤井 修二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和2年6月23日開催の当社第149回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和2年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設を行うものであります。

また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の新設を行うものであります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

沖 恭一郎、藤井修二、井元 操、土居正宏、木村彰良及び西島康二を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

清水敏夫、中務尚子及び吉田 晋の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されたため、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して年額200百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とさせていただきたいと存じます。第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されたため、本議案に係る取締役の員数も同数の6名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されたため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して年額24百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されたため、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は3名となります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	41,121	216	-	(注)1	可決 99.1
第2号議案				(注)2	
沖 恭一郎	40,162	1,175	-		可決 96.8
藤井 修二	40,891	446	-		可決 98.6
井元 操	40,900	437	-		可決 98.6
土居 正宏	40,900	437	-		可決 98.6
木村 彰良	40,892	445	-		可決 98.6
西島 康二	40,882	455	-		可決 98.5
第3号議案				(注)2	
清水 敏夫	40,782	555	-		可決 98.3
中務 尚子	38,591	2,746	-		可決 93.0
吉田 晋	40,829	508	-		可決 98.4
第4号議案	40,840	497	-	(注)3	可決 98.4
第5号議案	40,840	497	-	(注)3	可決 98.4

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより本決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上